

一般貨物自動車運送業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	積込時、機械を荷締めするため、荷台から地上に降りて、レバースロックスリングベルトにて荷締めを開始したが、安定の悪い機械をバランスの悪い方へ荷締め機で引っ張ったため、機械が倒れて被災者に接触してしまった。	63	100～299
4	6～7	事業所内の飼料を粉碎する機械（ミキサー）で、機械（ミキサー）の排出口の部品が破損し、同部分のフタが閉まらなくなったため部品を修正しつなぎ合わせる作業をしていた。手を入れて同部分を修理しようとしたが、誤って逆方向に作動するレバーのスイッチを入れてしまい、右手が同部分のローラーに挟まれ、体をおいている所のベルトコンベアが流れて圧迫された。	54	1～9
5	11～12	作業場構内において、LPガス容器（高さ1m、幅40cm）に日付を刻印するため、刻印機に容器を移動させ、スイッチを入れたが、ずれている事に気付き、修正させようとした時に刻印機に人差し指が挟まれ骨折した。	62	10～29
6	16～17	会社の土場にてモルタルミキサーの掃除を2人でしていた。ミキサーの縁についているモルタルをハンマーにて叩いて落としていたが、モルタルの破片が挟まってミキサーの蓋が上手くしまらない為、底に溜まっている破片を落とすのに、ミキサーの電源をONにした。電源が入っていることに気付いていたが、開口部に手を入れてしまいプロペラに巻き込まれ負傷した。	26	10～29
7	14～15	車庫で発生。冷凍機の整備中、冷凍機のエンジンがかかっている状態で、ベルトが回転していた。整備を終了し、冷凍機のカバーを閉める際に回転しているベルトに指が巻き込まれ、左手の中指と薬指を損傷した。	40	10～29
9	19～	DM便を仕分ける自動仕分機フラットソータを点検中に、投入口回転部の機械の隙間にDM便が挟まっているのを発見した為、回転部が稼働中にも関わらず、隙	56	1000～

	20	間よりDM便を取り出そうとして、右手甲部を回転部角に接触させて裂傷し傷口の肉がえぐれた事故です。		9999
10	11～ 12	構内作業用（工場内）で、ロータリーバルブ機（廃プラスチックを粉碎した時に出る粉、ヒゲ等除去する装置）から出た産廃物は、フレコン袋に流出、収納フレコン袋を取り替える作業をした時に、ロータリーバルブ機のOFFのスイッチを、他の機械のスイッチを押してしまったので、動いているロータリーバルブ機に右手が触れ右手指（人差し指、中指、薬指）の第一関節あたりを、切断してしまった。	40	1～9
11	13～ 14	現場事務所1階の入口付近で休憩所に置いてある資材を取りに向かっている途中、滑って転んで膝を打ちつけ後に倒れた時に右膝の膝蓋腱を断裂した。前日から雨で路面がぬかるんでいた為、滑りやすくなっていた。	46	30～ 49
11	14～ 15	積込場所において、トラックの荷台にて荷物（水道管）の積込作業中、スタンションと水道管の間に隙間が出来てしまった為、直そうとあおり部分にのり右手で水道管をスタンション側に引っ張った際、手が滑りバランスを崩し地面に落下し左足踵を地面に打ち骨折したものである。	44	30～ 49
11	10～ 11	機械積込作業時、移動させていた機械に挟まり、左手中指を骨折した。	49	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html